全Ｌ協保安・業務Ｇ４第２０号

令和４年４月２７日

正会員各位

（一社）全国ＬＰガス協会

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の

　一部改正に対する意見募集について　　　　　　（お知らせ）

この度、経済産業省ガス安全室より標記意見募集が以下のe-ＧＯＶに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出（令和４年５月２３日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記ＵＲＬよりご確認くださいますようお願いいたします。

［e-ＧＯＶ意見募集掲載アドレス］

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222038&Mode=0>

［主な改正概要］

質量販売により販売された液化石油ガスを屋台、キャンピングカー、キッチンカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等について、ガス安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて液化石油ガスの販売契約を締結した液化石油ガス販売事業者の確認を受けた場合に限り、３０分ルールから除くものです。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本、安藤